

農水省食糧倉庫跡地に建設する施設を考える

新公共施設基本計画策定委員会報告書

平成15年2月

新公共施設基本計画策定委員会

目 次

はじめに	-----	1
背景	-----	3
基本的な考え方	-----	5
コンセプトと「場」	-----	7
施設		
1 施設づくりの考え方	-----	9
2 構成	-----	11
管理運営		
1 管理運営の考え方	-----	16
2 管理運営の留意事項	-----	16
3 事業展開の考え方	-----	19
4 可変性を前提とした運営	-----	21
公園の中の公共施設	-----	22
今後に向けて	-----	23
資 料	-----	25

はじめに

農水省食糧倉庫跡地に建設する施設を考える～「新公共施設基本計画策定委員会」(以下「委員会」という)は、武蔵境駅南口の農水省食糧倉庫跡地(以下「跡地」という)に建設する公共施設について、どのような施設を設置するかを検討し、その結果を基本計画案として市長に答申することを目的に、平成13年3月28日に設置された。

<これまでの経緯>

武蔵境南口駅前に広がる跡地の活用については、昭和48年に東京食糧事務所に払い下げの要望書を提出して以来約30年が経過した。この間、長期計画などにおいて様々な検討がなされてきたが、市はこのような駅前のまとまった貴重な土地は将来にわたって二度と出ないという見通しのうえに、この跡地を取得することとした。取得に際しては、市議会に設置された農水省跡地利用計画検討特別委員会において、その利用方法について審議され、同委員会から提出された報告書が市議会で承認された。市ではそれを踏まえ利用計画書を作成して食糧庁に提出し、平成10年10月に民間所有のものを含め土地取得を完了した。

平成13年度からの6カ年を計画期間とする第三期長期計画第二次調整計画では、5つの優先事業の一つである「武蔵境のまちづくりの推進」の一環として、「武蔵境の地区図書館をはじめとした、知・文化・自然・青少年をテーマとする文化施設の建設を進める」として跡地への公共施設の建設が位置づけられた。

一方この間に、JR中央線の連続立体交差事業が進展するとともに、市民や地元関係者が駅を中心としたまちづくりを検討する協議会を結成し活動を続けている。

<検討にあたっての留意事項>

委員会では、次の2つの点について留意し検討を進めてきた。

1つは、先に述べたこれまでの経緯を踏まえつつ議論を進めたことである。特に、平成10年3月の市議会農水省跡地利用計画検討特別委員会報告書及びそれに至るまでの市議会での審議と、それを受けて市が食糧庁に提出した利用計画などの土地購入までの経緯、並びに土地購入後に策定された第三期長期計画第二次調整計画において計画された内容については十分な配慮を行

いながら検討を行った。また、平成12年2月に実施したアイデアコンペにおける市民からの様々な提案についても参考とした。

2つ目は、検討の方法についてである。一般的に公共施設の基本計画は、長期計画などでその目的・用途が確定していることを前提に当該施設の具体化に向けて計画策定を行うことから、策定手順は目的・用途に必要な機能を想定し、それを施設（建物）内に割り当てていくという方法で進められることが多い。しかし、本委員会に課せられた課題は、これまでの経緯を踏まえつつ施設の用途・目的そのものを明確化することにあるので、一般的な方法で計画策定を行うことはできない。そこで、委員会では、21世紀に市民が求める公共施設とはどのようなものか、あの場所だからこそできることは何かという観点で、まず、跡地への公共施設づくりの前提となる基本的な考え方を整理した。それを施設検討のベースに据え、施設コンセプトや機能へと検討を進めることとした。

次に委員会では、報告書をまとめるにあたって、広く市民からの意見を聞くことが不可欠であると考え、平成14年3月に委員会の基本的な考え方と施設コンセプトを「これまでの議論のまとめ」として公表し、これをたたき台として市民ヒアリングを実施するとともに、市議会鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会との意見交換を行った。その結果、本委員会の基本的な考え方、施設のコンセプトなどについては、概ね理解され支持されているものと考え、これらを通称「新公共施設基本計画の構想部分」として位置づけることとした。それ以後は、この基本的な考え方とコンセプトに基づき施設内容、管理運営方法、公園との関係などについて検討を行ったものである。

背 景

武蔵野市では、他の地方自治体と比べ、比較的早い段階において、小中学校の建設や道路、上下水道などの社会資本の整備が完了し、その後、市の政策は福祉施設・施策の充実、文化施策の実施、環境施策の推進、公共施設の再整備の準備など、「成長」から「成熟」へと移行してきた。また、これまで武蔵野市によって実施されてきた施策を見ると、30年に及ぶ地域のコミュニティセンターを核とするコミュニティ活動、地域の5大学との共同事業や市内の芸術文化団体などによる生涯学習活動、緑のネットワークに基づく緑化の推進、市民によるデイサービスセンターをはじめとする福祉施設の運営など、様々な施策が多く市民の参加によって展開されてきた。こうした市民意識に基づく活発な市民活動こそが、武蔵野市の最大の特性である。

平成12年4月には地方分権推進一括法の施行によって機関委任事務が廃止されるとともに、地方自治体への国の関与が限定されるなど、国と地方の関係が改革され、全国画一の行政から各地方自治体の創意工夫による行政の展開がこれまで以上に求められることになった。従来から、武蔵野市ではコミュニティバスのムーバスや子育て支援施設の0123、地域共助の拠点となるテンミリオンハウスなど、地域特性にあわせた施策を他の地方自治体に先駆け、計画・実施してきた。今回の施設づくりにおいても、国の補助金の枠組みに規制された画一的なサービスを提供する「型」にはまった公共施設ではなく、武蔵野市の地域特性にあった、市民に愛され、活発に利用される施設やサービスの提供が求められている。

一方、高度情報化や国際化が急速に進展し、地球環境問題が深刻化するとともに、我が国における、バブル経済の破綻、景気の低迷、世界に例をみない速さで進む少子高齢化などの社会環境の変化は、社会構造のみならず人々の生活スタイルや意識、価値観にも影響を与えてきた。このような大きな流れの中で、物質的な豊かさだけでなく時間的なゆとりや心地良さといった本当の豊かさを求める声の高まりとともに、ボランティア活動や市民活動の活発化を背景とした、自然とのかかわり、国内外の文化や人々との交流、学習資源・機会の拡充などが求められている。

また、近年、国レベルのみならず地域社会においても積極的に取り組むべ

き幾多の新たな課題が生じてきている。例えば、①地球環境問題をはじめとする環境問題への対応、②相互依存関係がますます強まる国際化への対応、③都市（消費地）と農山漁村（生産地）との共生への模索、④生活や文化に多大な影響を及ぼす高度情報通信技術への対応、⑤少子高齢社会における次世代の育成への取り組みなどである。どれをみても単に行政としての取り組みだけで対応できる課題ではない。その解決のためには、市民、企業、行政などの様々な主体が協力しながら活発な活動を行うことが求められている。そのような活動を通して、世代を超えた体験の共有、異文化との交流を通じた相互理解などの新たな経験がさらに積み重ねられることが期待されている。

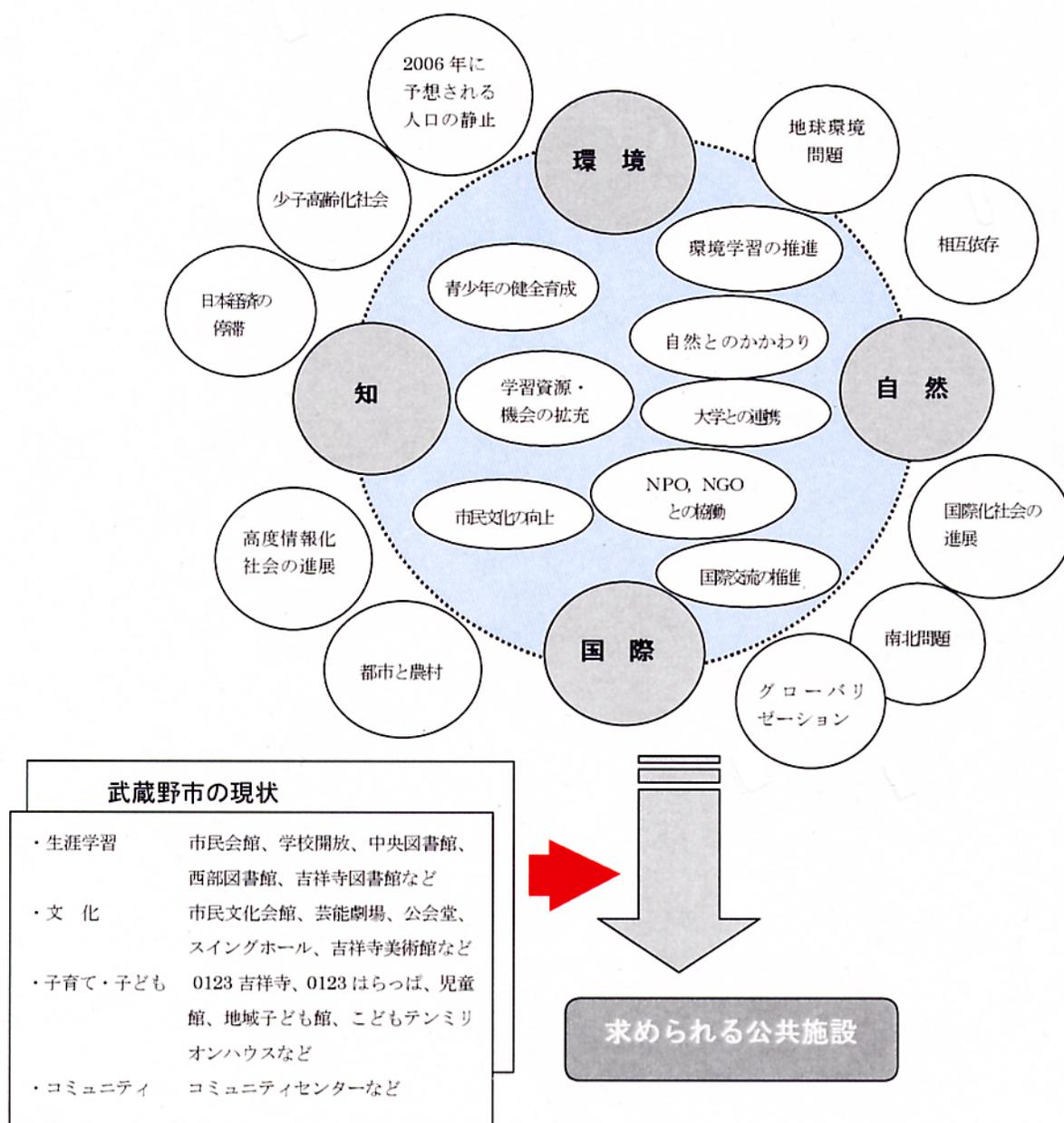


図1 背景概念図

基本的な考え方

跡地に設置する公共施設の計画にあたっては、以下に示す5つの基本的な考え方に立つものとする。

この基本的な考え方は、本委員会の跡地への施設づくりの考え方を表したもので、コンセプトや施設の構成、さらには管理運営を検討していくうえでのベースとなるものである。

(1) 自然との調和を図る

自然の多様性、緑の環境価値を重視した施設とする。そのためには、北側の都市計画公園と一体的な整備を行う。敷地周囲の既存の大木を活かす、さらには、可能な限り緑を配置するなど、北側の公園と一体化した緑に囲まれたシンボリック空間を駅前形成し、自然と調和した都市環境を創出する。

(2) 「場所」を活かす

立地条件を最大限活かす施設とする。本施設は駅前という利便性の高さから、武蔵野市民のみならず、駅を利用する通勤・通学者から買い物客まで非常に幅広い層の利用が考えられる。このような条件を活かし、様々な人々が気軽に訪れて利用し交流できる施設とする。

また、本施設の整備は武蔵境駅周辺のまちづくりの一環として考え、人や情報が集まる駅を中心としたにぎわいのある駅前空間の拠点とする。

(3) 複数の機能が集まる利点を活かす

人々の多様なニーズに応えるとともに、利便性の高い場所を有効活用するという観点から、複数の機能を持つ施設の設置が考えられる。しかし、単に機能を寄せ集めただけの複合施設とするのではなく、施設全体を貫くコンセプトの設定、管理方法や施設配置の工夫などにより、複数の機能が集まるメリットを最大限活かした施設とする。それにより、個々の機能を超えたこれまでにない新たな価値を持つ施設を目指す。

(4) 利用者の視点に立つ

個人・団体どちらの利用にも対応するとともに、利用時間の拡大を図り、魅力ある活動の場やサービスを提供することにより、これまで公共施設を利用する機会が少なかった青少年や会社員など、多くの市民に利用される施設

とする。

また、施設の設置にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者、青少年、子ども、障害者、外国人を含むあらゆる人々が、安全かつ快適に利用することができるようにする。

(5) 市民の主体性を重視する

施設の運営や利用について、市民が主体的にかかわることのできる環境を整える。例えば、これまで市民活動にかかわりのなかった人や青少年に対しては、施設運営への参画や市民活動への参加など、主体的に活動できる機会を提供する。市民の主体性が重視されることにより、市民相互の出会いや交流の中から、「わたしたちの施設」という親近感や愛着心が生まれる施設とする。

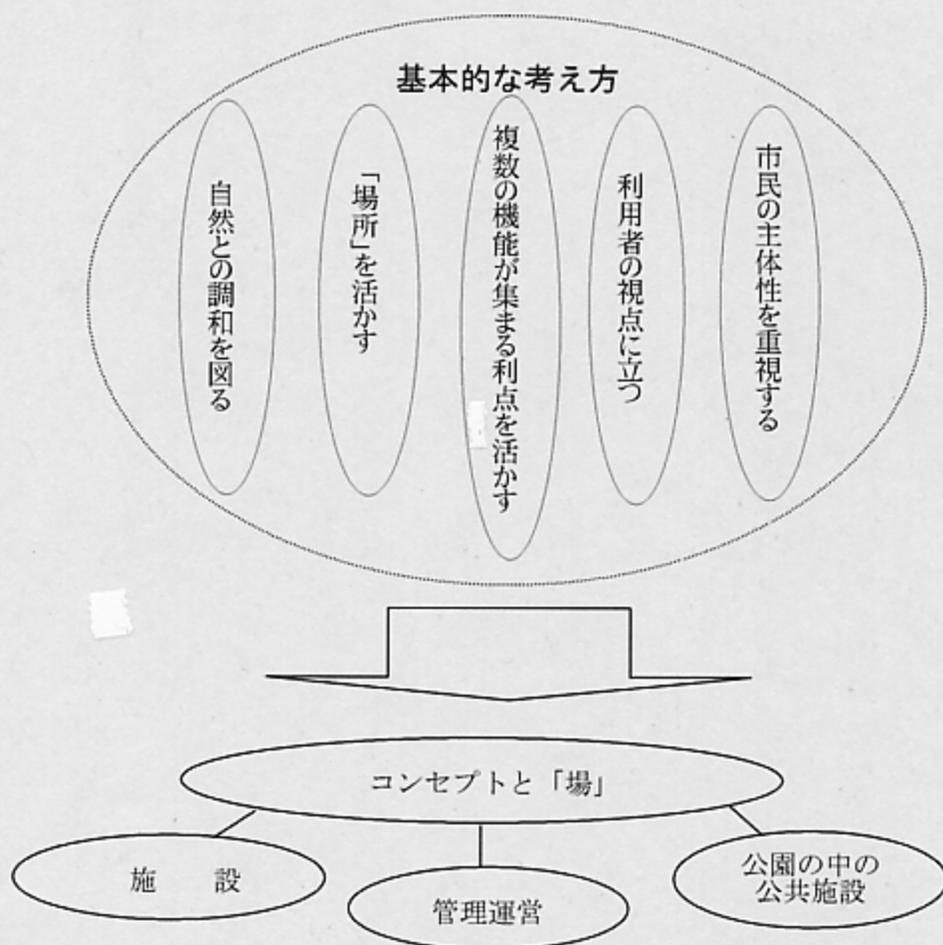


図2 基本的な考え方の位置付け

コンセプトと「場」

成長から成熟へ。21世紀を迎え、私たちを取り巻く状況は、政治、経済、文化、社会など、あらゆる分野にわたり、大きく変化しつつある。様々な価値観が混在し多くの課題を抱える現代社会において、真に豊かな生活を送るためには、自分自身の力で生き方を模索できる知的能力を持つとともに、人と人との連携し調和を作り出す能力や市民活動の源泉となる知的活力を育むことのできる場が必要とされている。

そこで、本施設のコンセプトは、「集う、学ぶ、創る、育む～知的創造拠点」とし、日常的に知的好奇心を満たしつつ、文化活動を通して知的活力を養い、育むことのできる場を提供するものとする。職場や学校、地域を越えた人々が出会い、多様な活動を通して時間を共有し、互いにかかわりを持ち、刺激し合う場となることを目指すとともに、知的活動を通じて交流を図ることができる、地域に根ざした、開かれた市民の活動拠点を求めるものである。

なお、第三期長期計画第二次調整計画において、「知・文化・自然・青少年などをテーマとする文化施設」と位置づけられた本施設は、いわゆる図書館、青少年センター、市民活動センターなどによって構成される複合施設が想定される。しかし、本施設では、これらの機能を単に寄せ集め、利用者に固定的なサービスを提供する従来型の公共施設の枠組みを超え、固定した役割に留まることなく、利用者の多様な活動・利用に応じて、様々な機能が生み出される施設を目指すものである。

上記のコンセプト「知的創造拠点」を踏まえ、本施設に5つの「場」＝「知識・情報の場」「創造の場」「表現の場」「体験の場」「集いの場」を設け、それぞれが相互に有機的に結びつくことにより、「交流」という新たな力を生み出すことのできる施設とする。

以下は、「場」が持つべき機能と、それぞれの「場」において、利用者が施設を使ってどのようなことができるかの例を示したものである。

(1) 知識・情報の場

<機能>

多様な媒体を通して情報を得る

知識を深める

情報を発信する

< 利用者の活動の例示 >

図書や雑誌を読む・借りる、映像音響ソフトの鑑賞、ITによる情報の検索・入手、個人やグループでの学習や研究、市民活動の情報交換など

(2) 創造の場

< 機能 >

知的活動を創造する

芸術文化を創造する

新しい時代の地域に根ざした市民活動を創造する

< 利用者の活動の例示 >

文化創作活動、活動や講座などのプログラムの企画・実施、学習や研究、フォーラムやシンポジウムなどの開催など

(3) 表現の場

< 基本機能 >

成果を発表する

自己を表現する

< 利用者の活動の例示 >

学習や研究成果の発表、文化創作活動の発表、個人やグループ活動に関する広報など

(4) 体験の場

< 機能 >

多様な活動を体験する

次世代を担う青少年を育てる

< 利用者の活動の例示 >

ボランティア活動への参加、施設の管理運営への参画、個人やグループが行う活動への参加など

(5) 集いの場

< 機能 >

青少年から高齢者まで様々な人々が気軽に立ち寄る

多様な人々とかかわり、お互いに刺激しあう

< 利用者の活動の例示 >

グループによる集会や会合、異年齢の人々との交流、グループ同士の連携・交流など

施設

1. 施設づくりの考え方

基本的な考え方を踏まえ、知的創造拠点が持つ機能を十分に発揮させることによって、日常的な活動を通じて、利用者が交流を図ることができる市民の活動拠点として、市民に末永く愛され、利用される施設を目指す。

施設づくりにあたっての考え方を以下に示す。

(1) すべての機能を有機的に一体化する

本施設の各機能を有機的に連携させ、多機能な複合施設であることの利点を活かすため、施設配置を工夫するなど、建築空間の一体化に配慮する。

開放性に配慮する

利用者が交流・連携しやすい施設とするために、各施設間の開放性に配慮した空間を構成する。

人と人がふれあい交流できる空間を創出する

多様な機能を持った施設をつくる利点を活かし、ふだんは接点がない人たちも触れ合い、交流できる場を目指す。

(2) フレキシビリティを確保する

時代の変化に対応する

建物に求められる機能は時代とともに変化するということを前提として、建物が持つ機能を柔軟に変化させられるよう空間の確保や構造などに配慮する。

多様なニーズに対応する

効率的、効果的な施設利用を促進するために、利用の目的、形態、規模などの多様なニーズにあわせて柔軟に対応できるよう、施設のフレキシビリティをできる限り確保する。

(3) ゆとり空間を設ける

訪れた人々が、時間的にも空間的にも、ゆったりとした雰囲気の中で、知的好奇心が刺激され、心ゆくまで知的活動を探求できるような環境づくりを心掛ける。

(4) ユニバーサルデザインに配慮する

障害者、高齢者、青少年、子ども、外国人などの利用に十分配慮し、すべての人が分け隔てなく使いやすい施設とする。

(5) 緑に囲まれた良好な環境を整える

敷地周囲には可能な限り緑を配植するとともに、屋内からも建物周囲の緑を楽しめるなど緑の環境価値を重視する。

(6) 地球環境に配慮する

太陽熱など自然エネルギーを利用したシステムを取り入れるとともに、自然の力を利用した換気や採光を促進して負荷を軽減するなど地球環境にやさしい施設づくりに十分配慮する。

2. 構成

「知的創造拠点」として、求められる情報や場を提供することにより、個人やグループでの知的活動や芸術文化の創造活動を支えるとともに、知的活動などを通して様々な人々が交流できる場を提供する。施設の構成は表1のとおりである。

なお、本施設は、その果たすべき機能に図書館機能、青少年の健全育成のための機能、市民活動を支援するための機能などを包含しつつも、それぞれに対応した施設そのものを個別に配置するものではない。それぞれの機能に不可欠な、会議室、スタジオなどを配置し、それらを目的に応じて利用することにより、施設の効率的利用を図るとともに、施設全体が個々の機能を超えて、「知的創造拠点」として新たな価値を持つ施設を目指す。

表1 施設の構成

施設構成	主な施設		用途例
「図書館機能」を持つ施設	開架書架 閲覧スペース 軽読書コーナー レファレンスコーナー 情報ブラウジングコーナー		<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料（一般書、児童書、参考書、研究書、郷土資料、映像・音響資料など）の閲覧、貸し出し ・新聞、雑誌などの閲覧 ・参考調査、各種相談 ・パソコン、メッセージボードなどによる情報検索、情報交換
「会議・研究・発表」のための施設	学習ブース		個人の学習・研究・調査活動（図書の閲覧機能を併せ持つ）
	研究・学習室（小規模）		複数での学習、研究、調査、成果の発表（図書の閲覧機能を併せ持つ）
	会議室（中・大規模）		会議、講座、イベント
「創作・練習・鑑賞」のための施設	スタジオ	音楽	音楽練習、録音、ミキシング、編集、ワークショップ
		演劇・ダンス	演劇・ダンス練習、ワークショップ
		美術	絵画、木工、金工、手芸、ワークショップ
	ギャラリースペース		絵画、写真、書画、彫刻の展示（他施設の空間と共用）
「交流」のための施設	ワークルーム		ボランティアグループ、NPO、生涯学習団体、各種市民活動団体による活動、会合、情報交換、交流（特定の団体に部屋貸しをするものではない）
	ラウンジ		休憩、待ち合せ、語り、交流
	託児室		施設利用者のための乳幼児の一時預かり
	プレイスペース		遊び、卓球、軽運動など

(1)「図書館機能」を持つ施設

「知的創造拠点」をコンセプトとする本施設においては、人々が求める知識、情報を必要な時に必要な形で、速やかに手に入れられることが重要である。したがって、図書館機能がその中核的な役割を担うものとする。

図書館機能の考え方

電子メディアの普及が急速に進んでいるが、今後も引き続き印刷メディアが知的活動において大きな役割を担うことに変わりはないと考えられる。吉祥寺図書館の蔵書数は、6万冊を想定して開館したが、すでに物理的な限界である10万冊に達している。今後ますます高まる市民の知的活動に添えていくためには、所蔵冊数は中央図書館の開架所蔵能力と同程度(175,000冊)とすることが望ましい。ただし、図書の収蔵については、中央図書館の閉架書庫を活用することとし、閉架書庫は設けないものとする。

また、はじめからデジタルで生まれる情報(ポーンデジタル)が増加するなど情報のデジタル化の著しい進展に対応するため、インターネットを中心とした電子メディアによる情報の収集・提供にも積極的に取り組む必要がある。そこで、武蔵野市の図書館ネットワークにおいて、印刷メディアのセンター機能は従来どおり中央図書館が有するものとし、本施設については、電子メディアのセンター機能を持たせることとする。

印刷メディア・電子メディアとの出会いだけでなく、生身の人から得た情報も重要である。本施設では利用者とスタッフ、あるいは利用者同士の出会いから、様々な情報が双方向に交わされる場を目指す。

さらに、図書館機能のスペースに限らず、施設間の有機的な連携により、読書環境、研究環境などの知的活動の環境を整備し提供する。

図書館機能の留意点

a. 読書環境、研究環境の充実

図書館そのものの整備が量的に不足していた時代の公共図書館は、貸し出しサービスを中心としてきたが、今後は、滞在して行われる知的活動を支援する施設・設備、スタッフの情報収集・提供能力の向上や情報ボランティアによる人的ネットワークの拡大などの人的サービスを充実させることによって、施設内に滞在して行われる知的活動を支援する。

また、軽読書コーナーへのカフェ併設や、屋外での緑陰読書など、利用者が心地よく読書を楽しめる環境を提供する。

b. 特色を持った図書館機能

地域図書館として、少なくとも、現吉祥寺図書館と同程度の資料(約100,000冊)は備えたうえで、特定分野に力点を置いた資料収集・提供を行うことに

より、図書館機能に特色を持たせるものとする。例えば、バックナンバーを含む新聞、雑誌などのタイムリーな情報、音楽・美術・演劇などの芸術分野に関する資料、環境・自然など特定の分野をテーマとした資料、NPO・NGOなどの市民活動に関連した資料・情報の収集・提供などを行うことにより、知的付加価値を持つ図書館機能を備える。

また、選書や書架の配列、施設内の分散配架への工夫や、障害者、外国人など、情報から阻害されがちな人々に対するサービスを充実させるなど、魅力ある図書館機能とする。

c. 青少年を「知」で引きつける機能の充実

青少年の知的欲求を引き出し、知的好奇心に繋げるため、芸術、音楽関係の資料提供や他の場（施設）との連携などにより、青少年が日常的に「知」にかかわることのできる環境を整備する。

(2) 「会議・研究・発表」のための施設

本市では、「地域単位の集会所が必要である」との観点からコミュニティセンターの施設整備を行ってきた。以来約30年にわたり、地域に根ざした市民活動はますます活発となり、さらに、個人やグループが、地域を越えて行う広域的活動が活発化している。

一方、情報化が進展しても、人と人が直接会うことの重要性に変わりはなく、市民が集まって様々な知的活動を行うには、多岐にわたる活動の形態に対応できる会議室、打ち合わせスペースなどが不可欠である。

駅前という恵まれた立地条件をもつ本施設では、仕事や学校帰りに、それぞれの地域（家庭）に帰る途中で、学習や読書などに利用したり、人々が一堂に会してフォーラムを開催・参加するなどの知的活動を行える機能が求められている。

したがって、人々の多様な知的活動を可能とする施設を設置し、利用者の自主的な活動を「場」の提供を通して支援する。

具体的には、研究や学習空間として、学習ブース及び研究・学習室を設置する。これらは、図書館機能とは分離して学習・研究・調査活動を支援する空間・機能として設ける。

学習ブースは個人単位の利用に応えるためブース形式とし、図書館の閲覧室としての役割も担うとともに、青少年にニーズの高い、自宅や学校以外に学習できる場としての活用も可能なものとして設置する。研究・学習室は複数人数で研究、学習する場として設置する。

また、大小様々な会議に対応できる会議室を設置する。特に、大会議室は、研究や創作活動の発表の場として、講座、会議、イベントなどが行える多目

的な空間とする。

(3) 「創作・練習・鑑賞」のための施設

社会の成熟化に伴い、ますます心の豊かさへのニーズが高まる中で、生活に潤いをもたらす芸術・文化は、市民生活に欠かせない要素となってきた。本市においても、市民文化会館、スイングホール、市民会館の各練習室はコーラスなどを中心に利用率が高く、希望する日時に施設を利用することが難しい状況となっている。一方、地域活動の拠点となるコミュニティセンターは、文化活動を支える身近な施設として、多くの市民に利用されているが、施設の機能、設備的な面においては、必ずしも音楽や演劇の練習に適した環境が整えられているとはいえない。

また、青少年は音楽や映像、演劇などの表現活動に関心が高いが、民間の貸しスタジオやホールの利用料金は、青少年が継続的に利用するには決して安価とはいえない。

そこで、市民が主体的に創作活動を行う音楽、演劇などのスタジオやギャラリースペースを設置する。

ただし、ギャラリースペースは、市民の創作活動の発表の場として、様々な展示に利用できる共用空間とし、収蔵庫や学芸員を備えた本格的なものとはしない。

(4) 「交流」のための施設

本施設が市民に末永く積極的に利用されるためには、複数の機能が集まることの利点を最大限に活かす工夫が必要である。そのためには、ワークルームやラウンジなどの「交流」のための施設を充実させる。

特に、市民活動の場及び青少年の場としての機能を充足させるために、ワークルーム、プレイスペースなどを設置する。

ワークルーム

様々な分野における市民の活動を促進するため、自発的な活動を行っている団体・個人に情報や活動の場を提供し、活動を側面から支援していく。

活動には不可欠である印刷機や団体用貸しロッカーなどを整備し、ボランティアグループやNPOなどの団体が、より活発に活動できるような作業スペースを確保する。また、団体間の情報交換はもちろんのこと、これから活動を始めようとしている人やNPOやNGOに興味を持っている人も、気楽に出入りして情報を得ることができるよう開かれた空間を創出する。

ラウンジ、託児室

複合的な機能を有する施設では、人々の交流を深め、お互いの情報交換が

行える場が必要である。ラウンジ、カフェなど、人々が集まる諸空間は、日常的に開かれた空間とし、多くの来館者が憩える場として機能させる。また、施設利用者が安心して施設を利用できるよう、乳幼児を一時的に預かる託児室を設置する。

プレイスペース

体を動かすことによって交流を深めることのできる多目的なプレイスペースを設置する。青少年が日常的に気軽に利用できるよう、利用申込みを必要としない、いつでも自由に使うことのできるものとする。

(5) その他の諸施設

事務室などの管理業務施設、倉庫や便所などの共通施設、及び法的に設置が規定される駐車場、駐輪場など、本施設を設置するにあたって、必要不可欠な施設を以下に示す。

表2 その他の諸施設

区 分	想 定 さ れ る 施 設
管理業務施設	事務室、事務関連施設（会議室、倉庫など） など
共通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫、便所、エレベーター、通路、階段 など ・機械設備関連施設、制御室 など
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 （東京都駐車場条例に規定される附置義務台数以上） ・駐輪場 （武蔵野市自転車などの適正防止に関する条例に規定される附置義務台数以上）

管理運営

1．管理運営の考え方

市民に末永く愛され、利用される公共施設とするためには、よく考えられた建物・設備（ハード）とともに施設のコンセプトを実現するための適切な管理運営（ソフト）が重要である。特に、本施設は多機能な複合施設であるので、公共施設によく見られる個別の施設ごとの管理運営では、縦割りの弊害により市民ニーズに的確に応えることができないばかりか、時代の変化に柔軟に対応できないことになる。

そこで、本施設では、図書館機能、青少年センター機能、市民活動センター機能などの利用と管理運営を想定したうえで、個別の管理ではなく施設全体の一体的・有機的な管理運営を目指す。これは、利用者が自由にそれぞれの施設を活用し、管理運営側がその活動を総合的にサポートすることで、知的創造拠点としての様々な機能を発揮することを意図したものである。

個々の施設は、すでに多くの地方自治体において管理運営の実績があるもだが、一体的な管理においては、新たな管理運営や事業展開の手法が必要となることも考えられる。知的活動の機会と場を求める21世紀に活動する市民のニーズに応じていくためには、以下に掲げる考え方に基づき、一体的な管理運営に取り組むべきである。

複数の機能が集まる利点を最大限活かす管理運営とする。

市民生活にあわせた利用時間の設定、魅力ある活動の場やサービスの提供を行う。

施設の運営や利用について、市民が主体的にかかわることのできる環境を整える。

ランニングコストが過度の財政負担を強いることとならないよう、効率的な管理運営とする。

2．管理運営の留意事項

(1) 個別の施設を一体的に管理運営するシステム

本施設の各機能を有機的に連携させ、多機能な複合施設であることの利点を活かすためには、一体的な管理運営体制とすべきである。1つの運営主体が図書館機能も含めて、施設全体を管理することが望まれる。

また、そのためには、行政組織が持つ縦割りの体質やネットワークの重

さを排除し、柔軟なサービスの提供や施設としての自立性を確保できるような管理運営主体とする。また、個別施設に対する利用者の意見と施設全体に対する意見をバランスよく取り入れるシステムを検討し、より多くの利用者の意見が反映される、開かれた管理運営を目指すものとする。

(2) 他の施設との連携

①公園との一体的管理

北側に2,000㎡を超える(都市計画)公園を有するという非常に恵まれた条件を最大限活かすためには、本施設と公園との間の管理上のバリアを感じさせないような工夫が必要である。例えば、施設の一部と公園とを同時に利用できるような一体的な管理システムを検討する。

②スイングホールとの連携

連続立体交差事業の完成後は隣接することになるスイングホールとの役割分担を明確にするとともに、双方の施設が有機的に連携し、相乗効果をもたらすように配慮する。その際、施設の管理運営にあたっては一体的な管理運営体制も検討すべきである。

③他の図書館・文化施設との連携

事業を展開していくうえで、中央図書館、吉祥寺図書館は当然のことながら、その他の市民文化会館、公会堂、芸能劇場、吉祥寺美術館などの文化関連施設との緊密な連携も不可欠である。

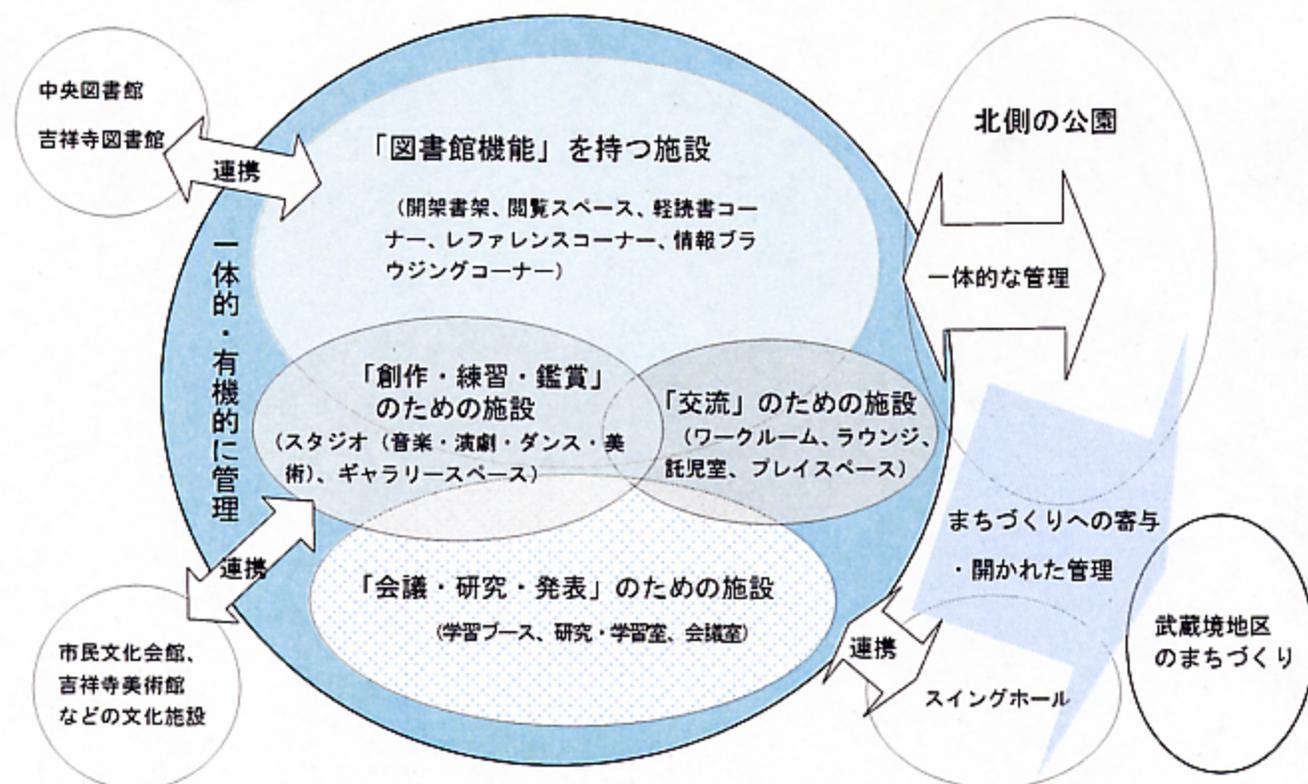


図3 「知的創造拠点」としての管理運営イメージ

(3)サービスの拡充と適正な利用者負担

ニーズへの的確な対応

施設利用の現状把握や潜在的なニーズの把握に努め、市民や市外からの利用者のニーズに対応した事業プログラムを開発していく体制の整備を図る。

開館日数、開館時間の拡充

NPOとの共同運営、インターンシップ制の導入や民間事業者の協力など、多様な手法による運営を導入し、効率性と柔軟性を確保することによって開館日数と時間の拡大を図る。

施設利用の有料化

会議室、学習室、スタジオ、ワークルーム、プレイスペースなどの施設は、図書館法の枠外に位置づけ、施設利用にあたっては、原則として利用者に負担を求めるものとする。なお、利用料金の設定にあたっては市民の優遇措置を検討する。

(4)青少年（中高生）利用者に対する工夫

青少年にとって、日常的・継続的に利用できる知的な活動拠点は意外に少ない。そこで、本施設では、彼らが楽しさや喜びを見出すことができるような知的環境（ハード）を作り出すとともに、管理運営面（ソフト）においても、青少年が「繰り返し訪れたいくなるような」「利用しやすいと感じるような」環境を整える。

例えば、保護者同伴を義務付けない利用条件、利用料金や事前予約の面での優遇措置のほか、未成年者に対する工夫を行うことにより、青少年が自立した積極的な施設利用者となることを促すものとする。

(5)市民活動への場の提供について

市民の自発的な活動を生み出しやすくするとともに、活動している団体間の交流を促すことができるよう、ボランティアグループやNPOなどの利用団体にとって使いやすい拠点となるための管理運営方法を検討する。

ただし、特定の団体に長期にわたる貸し出しは行わないものとする。

3. 事業展開の考え方

「 - 1.管理運営の考え方」を踏まえ、本施設では、教育機関、研究機関、企業、専門家、ボランティアなど様々な人々が施設を利用し、活動や事業に参加協力できる、開かれた事業展開を目指す。

事業形態は以下の2つの型を基本として行うものとし、各々の留意点は次のとおりである。

(1)施設利用（利用支援）型

個人または団体が、自主的・自立的な知的活動を展開するために施設を利用する事業形態を言う。

その際、管理運営主体は、単なる施設の貸し出しだけではなく、施設をより効果的、効率的に利用してもらえよう施設利用についてサポートする。また、多様な人々が集まり交流するメリットを活かすために、利用者の知的活動が他の施設利用者にも影響を与えることができるような工夫も必要である。

<留意点>

- ・さまざまな利用に対応できる柔軟な体制を整備する。
- ・スタジオ機器の使い方講習やワークルームの利用ガイダンスなど、新しく施設を利用しようとする個人または団体が、無理なく施設を利用できるサポート事業を実施する。
- ・利用者が情報を検索し、取り込み、整理し、加工し、使いこなすとともに、新しい情報を生み出し、表現するスキルの習得を支援する。
- ・青少年や市民団体の活動が活発になるよう、場の提供や情報の提供などを行うことにより、その活動を支援する。

(2)自主事業型

本施設において管理運営主体が行う自主事業については、主催者（サービスを提供する）と利用者（サービスを受取る）の役割が固定化しやすい従来型の自主事業を脱し、利用者の活動を支援することを目的としたレクチャー、フォーラム、ワークショップなどの事業を企画運営するものとする。

特に、青少年（中学生）向けのプログラムの実施については、周辺大学等との連携や協力により高校生や大学生の参画を促すしくみを工夫する。

また、知的創造拠点として積極的に参画すべきであると思われる事業については、コンソーシアム型*等柔軟な実施形態を取り入れ、講演会、公開講座、シンポジウムなどの知的活動を推進するものとする。

* コンソーシアム：学校や団体の連合、提携、協会の意。本施設の場合、例えば、管理運営主体が外部の組織（教育機関、研究機関、NPOやNNGO、企業など）と連携して、多様な知を結集した事業展開を行うことが考えられる。共同事業実施型。

< 留意点 >

- ・ワークショップなど自主事業の企画運営においても、ボランティアグループやNPOなどと協働して取り組む。
- ・子どもたちのリーダーとなれるような人材育成などの事業を展開する。
- ・事業の検討・企画の段階から、青少年がプログラム作成に加わるような事業のあり方を検討する。
- ・事業運営の際には、地域の大学と連携したインターンシップの導入や地域のボランティアの参加を促進する。

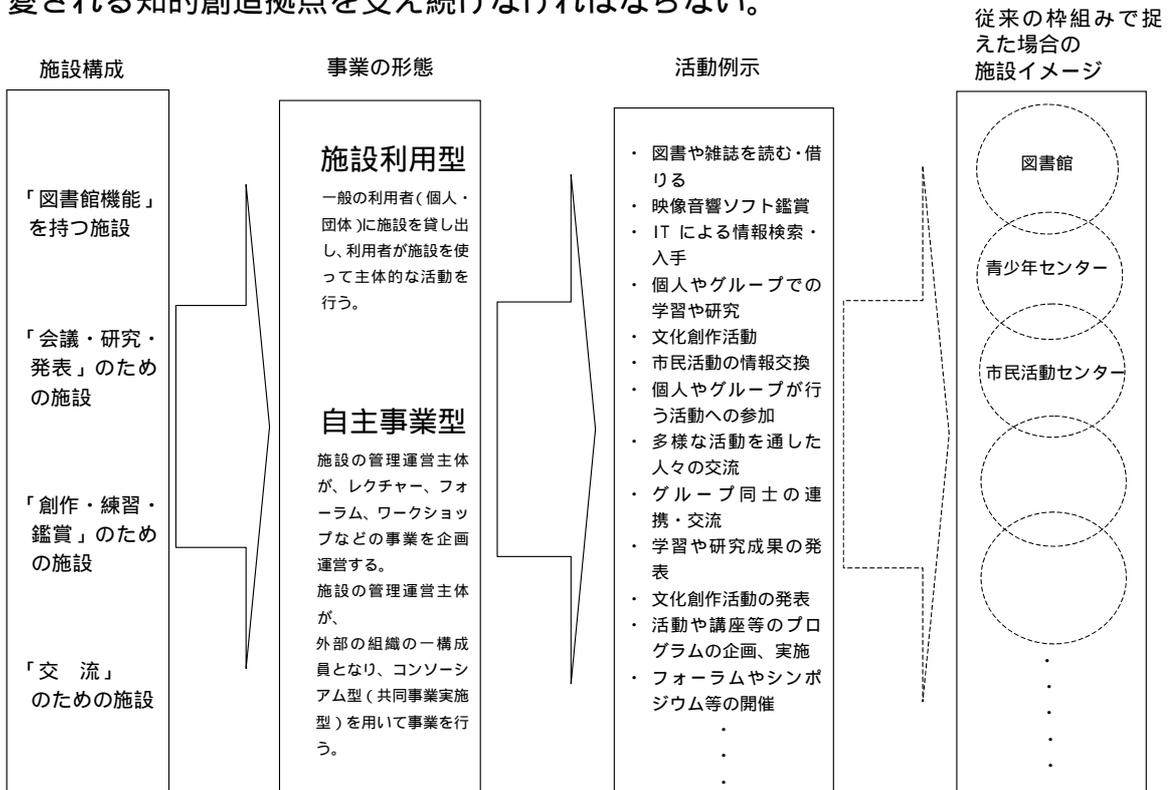
4. 可変性を前提とした運営

本施設を検討するうえで、本委員会では「施設は市民に未永く利用されていく」ことが重要であるとの認識に立ち、それを実現するためには、利用者による施設利用の多様性と可変性を前提として運営すべきであると考えた。

従来の公共施設のなかには、ハードとしての「建物」が完成した時点で施設の役割を固定化し当初の管理運営を堅持し続けるものや、計画時に想定された利用方法（用途）にしか対応できないものが見受けられる。

それに対し本施設が目指すものは、計画時に掲げたコンセプト「知的創造拠点」を実現するために、日々変化する利用者の施設利用の形態に柔軟に対応しながら、施設みずからがその役割（存在意義）を問いつづける新しい公共施設のかたちである。本報告書では、あらかじめ一定の用途（下図「活動例示」参照）を想定して建物を構成したが、ここで示した活動は、あくまでも例示であり活動内容を限定するものではない。また、図書館や青少年センターなどの従来の枠組みの施設イメージとして固定的に捉えるものでもない。開館後にこの場所で何をするか、何ができるかについては、実際に施設を利用する個人、グループが主体的に形作るものであって、それは日々、時代とともに変化・発展し続けていくものである。

したがって、管理運営を行う主体は、フレキシブルな施設構成やゆとりある空間を活用しながら施設全体を一体的に管理することにより、利用しながら考え、変化を続けながら（オン・プロセス On Process）未永く市民に愛される知的創造拠点を支え続けなければならない。



本施設は、全館にわたって、各施設を借りたり、主催事業に参加したりと自由な活動ができることで、「図書館」「青少年センター」「市民活動センター」など様々な機能を備え持つことを表している。

図4 様々な機能が生み出される施設

公園の中の公共施設

跡地(約 4,500 m²)は、北側は都市計画決定(平成 11 年 2 月都市計画決定)された広場公園、南側が本施設の建設地という土地利用が既に決められている。本施設はこの公園に隣接しているメリットを最大限活用し、施設が魅力あるものとなるよう、公園との一体化を図る。

公園の中の公共施設

跡地全体が魅力ある場となるようにハードとソフト両面において公園との一体化を図った「公園の中の公共施設」とする。

すなわち、公園と本施設は敷地が分かれているが、本施設を隣接する公園の一部と捉えることにより、双方の利用者の利用方法に広がり生まれるとともに、屋外での催しもの(イベント、フリーマーケットなど)と屋内の事業との連携など事業展開も多様になる。公園にとってもスケールメリットを活かした公園計画が可能となる。

まちづくりへの寄与

跡地は、武蔵境駅南口・北口駅前広場と既存の商業施設が生み出した公開空地との連続的な都市空間の一部である。この連続している都市空間のスケールメリットを最大限に活かすために、跡地全体に新たな緑や水を配置して緑豊かな空間を創出するとともに、南口の駅前広場等との一体化を図り、広がりのある駅前空間として武蔵境駅周辺地域のまちづくりに寄与する施設とする。

今後に向けて

本委員会では、跡地に設置する公共施設は、「従来の公共施設の枠組みにとられない、武蔵野市の地域特性に合った、真に市民に求められる公共施設」とすべきであると考えた。それに基づき、基本的な考え方やコンセプトなどを中心に議論を重ね、施設構成や管理運営の配慮事項などについても検討した。しかし、本報告書では、個々の施設内容や管理運営の具体的な方法についてはその考え方と枠組みを示したにすぎない。今後は施設設置に向けて、ここに示した基本的な考え方、施設内容などを踏まえ、引き続き、多くの事項を検討していかなければならない。

本委員会が議論を行ってきた結果、今後の施設の具体化にあたって特に配慮すべきであるとする事項は以下のとおりである。

(1)建物について

武蔵境駅周辺のまちづくりの観点から、建物の計画にあたっては、地下の積極的な利用、建築デザイン・レイアウトの工夫、植栽の工夫などにより、威圧感や圧迫感のない建物とすることに十分な配慮をすべきである。

また、現段階で個別施設の床面積と施設規模を確定すべきであるとの考えもあるが、本報告書では明示していない。その理由としては、この段階で個別施設の床面積を固定的に考えることは、今後の専門家を交えた段階での建設計画の柔軟性を阻害する恐れがあることや、施設づくりの考え方の基本となる「利用上のフレキシビリティ」や「ゆとり空間の確保」を踏まえた床面積の想定が現段階ではできないためである。これについては、専門家を交えた次の段階において、様々な案を検討する中で、それぞれの個別施設の必要面積を精査し、結論を出すべきである。

(2)本施設と周辺施設との役割分担の明確化

本施設と関連する機能を持つ西部図書館の今後のあり方と市民会館との役割分担については、効果・効率性などの観点から次期の長期計画策定時に十分検討し、整理する必要がある。

(3)事業・管理運営計画策定への市民参加

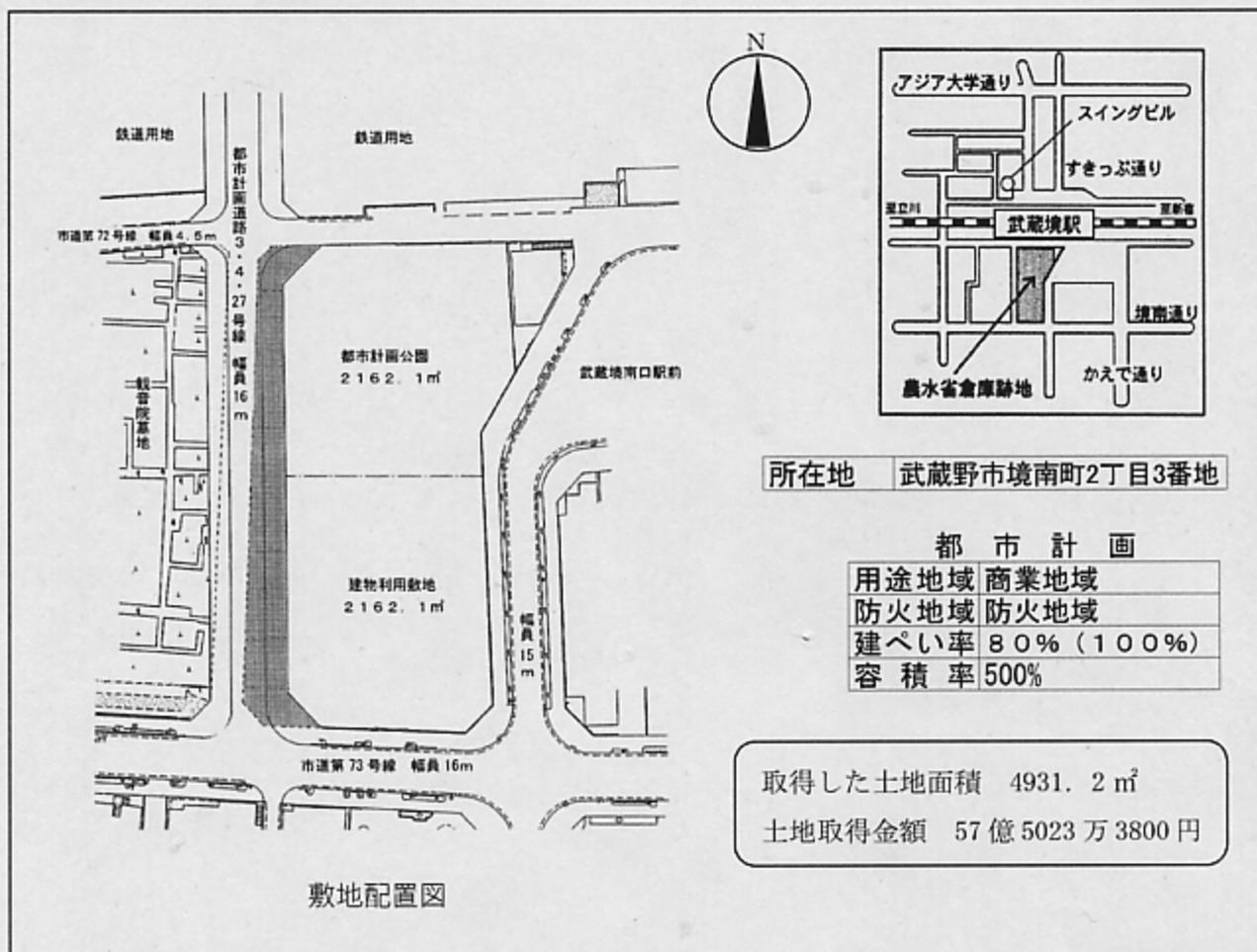
開館までの準備期間に、施設の一体的な管理運営方法や事業計画については、市民（利用者）を交えながら、コンセプトの実現に向けて十分な検討を進める必要がある。

(4) 暫定駐輪場がなくなることによる武蔵境駅周辺の自転車対策

本施設の建設に伴い、武蔵境駅南口暫定自転車駐車場（収容台数：自転車 1592 台、バイク：68 台）は廃止されることになる。この代替地については、本施設内や北側の公園部分の地下利用も考えられるが、本施設の規模や費用対効果などを踏まえると、適切な処置とは言い難い。したがって、武蔵境駅周辺の自転車駐輪対策として、本跡地内ではなく連続立体交差事業に伴う高架下の利用を基本として検討すべきである。

資料

(1) 農水省食糧倉庫跡地とは



(2) 農水省食糧倉庫跡地取得後の経過

農水省食糧倉庫跡地の取得にあたっての条件とされた、利用計画を審議するため、平成9年、市議会に特別委員会が設置された。平成10年3月にその報告書が市議会に承認され、市はそれを受け、食糧庁に利用計画を提出した。その結果、売買の合意が成立し、民有地とあわせた土地取得を完了した。平成11年2月に北側2,162 m²について都市計画公園として都市計画決定した。公園部分を含めた具体的利用については、特別委員会で審議される一方、平成12年2月には、南側半分に建設予定の公共施設について、広く一般からアイデアを募集する「アイデアコンペ」が実施された。平成13年3月に策定された第三期長期計画第二次調整計画では、「北半分を都市計画公園、南半分には武蔵境地域の地区図書館をはじめとした、知・文化・自然・青少年をテーマとする文化施設の建設を進める」と示された。

農水省食糧倉庫跡地取得の取り組みとその後の経過

- 昭和48年 6月 ・東京食糧事務所長に払い下げの要望書提出。
- 57年 11月 ・都知事に、「東京都長期計画に対する要望」の中で、青少年文化センターの誘致を要望。
- 平成 元年 6月 ・食糧庁長官に随意契約による払い下げの要望書提出。
- 2年 10月 ・倉庫が解体され、更地になる。
- 3年 3月 ・食糧庁管理部長から、跡地の取得意思を文書照会。
- ” ・市議会全員協議会開催。市は「跡地をぜひ買受けしたい」旨を文書回答。
- 8年 10月 ・食糧庁から、市の利用計画策定および取得の見通しが立たない場合には、随意契約による払い下げの件を白紙に戻し、競争入札で処分する旨を通告される。
- 9年 2月 ・食糧庁から、早急に利用計画を策定し、平成9年度中には売買契約を締結するよう催促される。
- 7月 ・市議会全員協議会開催。
- 9月 ・市議会農水省跡地利用計画検討特別委員会設置。
- 10年 3月 ・同特別委員会報告書が市議会で承認される。
- ” ・特別委員会報告書を踏まえ、市が食糧庁に利用計画を提出。
- 7月 ・利用計画が大蔵省の協議を経て食糧庁に承認される。
- ・食糧庁と売買契約締結。
- 10月 ・残りの民有地を買収し、土地取得が完了。
- 11年 2月 ・当該用地の北側2, 162.1㎡都市計画公園に都市計画決定。
- 12年 2月 ・南側半分に建設予定地の公共施設について一般からアイデアを募集する「アイデアコンペ」を実施。
- 5月 ・アイデアコンペ受賞者の表彰。
- 13年 3月 ・第三期長期計画第二次調整計画において公共施設建設の方針を示す。
- ・農水省食糧倉庫跡地に建設する施設を考える「新公共施設基本計画策定委員会」を設置する。
- 14年 3月 ・新公共施設基本計画策定委員会が「これまでの議論のまとめ」を公表し、市民ヒアリングを行う。
- 4月 ・市議会鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会と新公共施設基本計画策定委員会による意見交換会が行われる。

(3) 農水省食糧倉庫跡地に関する計画、構想

市議会農水省跡地利用計画検討特別委員会報告書（平成10年3月）

〔主な内容〕利用形態としては、約半分の敷地に施設を建設。残る半分については、武蔵境駅南口広場との関連を念頭に入れ、大勢の市民が活用できる緑の生い茂る都市公園的なものが望まれる。施設内容については、武蔵境図書館、国際交流・協力のための施設、青少年子どもセンター、教育センター、むさしのヒューマンプラザ、福祉施設などが掲げられている。

武蔵境食糧倉庫跡地利用計画（平成10年3月）

市議会特別委員会報告を踏まえ、市として、食糧庁に対し国有地払い下げの条件としての利用案として提出。平成10年7月に大蔵省との協議を経て食糧庁に承認された。

〔主な内容〕公園緑地系施設（駅前公園）建物部分については、延べ面積10,000㎡で個別施設内容として、武蔵境図書館、青少年チャレンジセンター、ふれあいセンター（NPOプラザと福祉機器コーナー）、グローバルセンチュリーセンター（国際交流プラザと姉妹友好都市関連コーナー）、会議室、事務室、軽食堂・喫茶など。施設のコンセプトは「知」「希望」「ふれあい」「交流」「緑」。

第三期長期計画第二次調整計画

（平成13年3月。平成13～18年度が計画対象期間）

〔優先事業（3）武蔵境のまちづくりの推進 2〕農水省食糧倉庫跡地への公共施設建設〕

農水省食糧倉庫跡地は新しく生まれ変わる武蔵境のまちづくりの拠点として、全市的な、更には広域的なニーズに対応する利用・活用が求められる。整備に当たっては、武蔵境南口広場との関連や連続立体交差事業に伴う高架下の利用を念頭に入れ、北半分を都市計画公園、南半分には武蔵境地域の地区図書館をはじめとした、知・文化・自然・青少年をテーマとする文化施設の建設を進める。

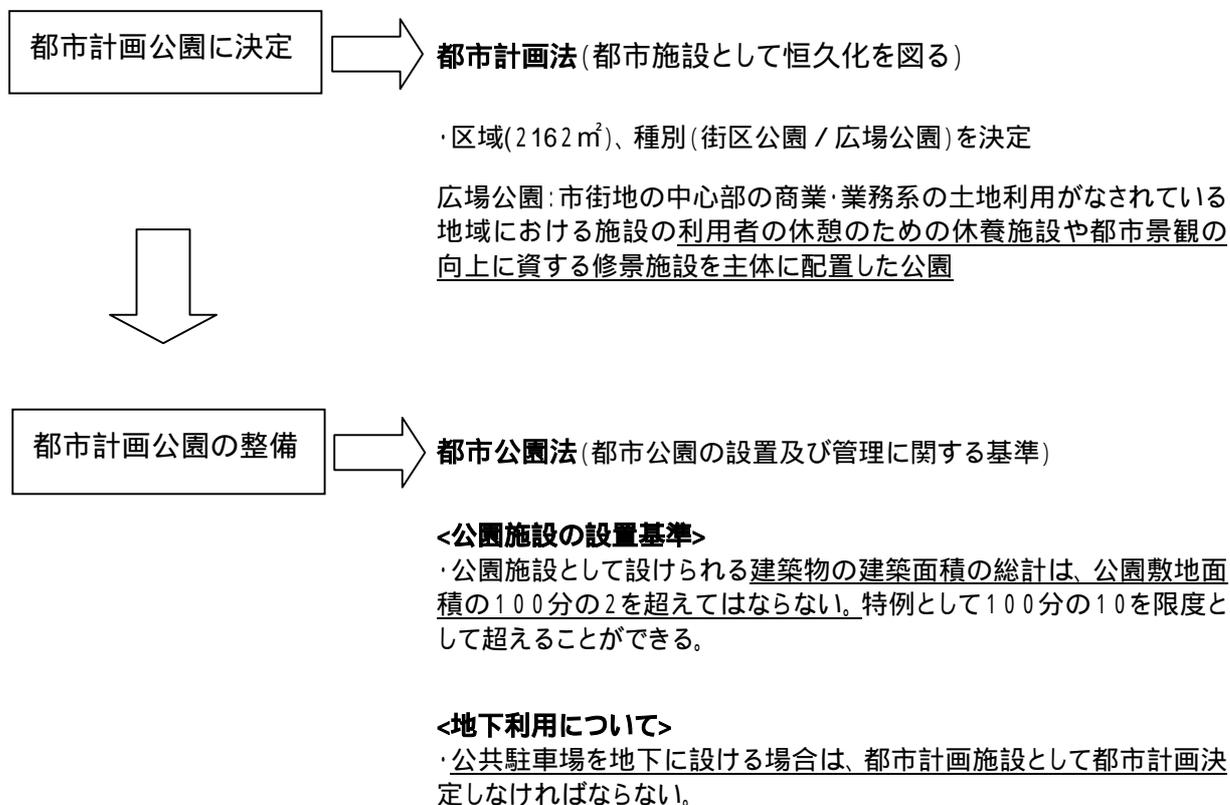
(4) 建物及び公園にかかる法的要件

建 物

法・条例	建 築 制 限
建築基準法	構造 耐火建築物（防火地域内では、延べ面積 500 m ² を超える場合に適用） 延べ面積（容積率 500%） 10,810 m ² 以下（ただし、駐車場、駐輪場の面積は延べ面積の 1 / 5 まで容積率に算入されない（駐車場面積 2700 m ² までは算入されない）ので延べ面積は駐車場を含めると 13,500 m ² となる）
東京都駐車場条例	駐車場の設置 床面積 300 m ² 毎に 1 台
武蔵野市自転車等の適正防止に関する条例	駐輪場の設置 床面積 45 m ² 毎に 1 台、ただし 5,000 m ² を超える部分は 90 m ² に 1 台

公 園

関連法規



図書館機能を有する主な複合施設

施設名	所在地	開館	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	主な施設
調布市文化会館たづくり	調布市	平成8年度	6,531	30,083	図書館(40万冊)、ホール(500席、270席)、大会議場(220席)、映像シアター(104席)、学習室、研修室、会議室、美術創作室、調理自習室、ギャラリー、茶室、音楽スタジオ、レストラン等
ベルブ永山	多摩市	平成8年度	4,705	8,248	図書館(6万冊)、ギャラリー、多目的ホール(200席)、談話コーナー、公民館(講座室、サークル活動室、喫茶コーナー、集会室、和室、視聴覚室、学習室、創作室、調理室、保育室、音楽室(大、小)、科学室)、消費者相談室等
府中市生涯学習センター	府中市	平成4年度	10,123	20,382	図書館(3万冊)、講堂(293席)、研修室、工房、美術室、和室、音楽室、スタジオ、小ホール(135席)、体育室(900m ²)、トレーニング室、温水プール、保育室、宿泊施設等
台東区生涯学習センター	台東区	平成13年度	5,340	18,150	図書館(蔵書数28万冊)、記念文庫、学習館(ホール(300席)、学習室、和室、スタジオ、マルチメディアルーム、トレーニングルーム、展示コーナー)、教育館(創造の部屋、探求の部屋、教育研究室、CP室、育相談室)、男女平等推進室(活動交流コーナー、情報コーナー、企画室、子ども室、相談室)等
せんだいメディアテーク	宮城県 仙台市	平成12年度	3,949	21,682	図書館(50万冊)、ギャラリー、会議室、スタジオ、スタジオシアター(180席)、映像音響ライブラリー、美術文化ライブラリー、イベント広場(300席)、託児室、カフェ等
市川市生涯学習センター	千葉県 市川市	平成6年度	10,956	19,647	図書館(110万冊)、こども館(プレイルーム、造形スタジオ、幼児室)、映像文化センター(多目的ホール(260席)、映像ホール(46席)、映像資料作成室、暗室、音楽スタジオ、映像研究室、ビデオブース)、常設展ギャラリー、教育センター、カフェ等
文化フォーラム春日井	愛知県 春日井市	平成11年度	28,749	19,692	図書館(70万冊)、文芸館(ギャラリー、視聴覚ホール(200席)、交流アトリウム、文化活動室、文化情報コーナー、会議室、和室)、カフェ等

都内青少年施設の機能別施設一覧

機能別分類		集会、勉強会などの場所を提供する施設	体を動かす活動の場を提供する施設	マルチメディアに触れる場を提供する施設	文化活動の場や設備を提供する施設	調理室や食堂などがある施設	ちょっとくつろげる場を提供する施設	その他
施設名称	所在地							
東京都青少年センター	江東区青海	集会室 64㎡	創作活動室 98㎡	AVコーナー インターネットコーナー	多目的ルーム 188㎡ 音楽室 67・40㎡		ロビー	図書資料コーナー 相談室 印刷室 コインロッカー
江東区青少年センター	江東区亀戸	研修室 視聴覚室 和室 活動室	多目的室	パソコンコーナー ビデオライブラリー	ホール 音楽スタジオ	調理室	ロビー サロン	
池の上青少年会館	世田谷区代沢	学習室 和室	屋上簡易体育施設		音楽室		ロビー 談話室	読書室 相談室 印刷室
南部青年館	中野区南台	学習室 和室		情報コーナー	音楽室		ロビー 喫茶コーナー	相談室
春日町青少年館	練馬区春日町	会議室 教室 学習室 和室 視聴覚室	レクリエーションホール		実習室 多目的室	調理室		
ゆう杉並	杉並区荻窪	集会室 24・32㎡ 学習コーナー 43㎡	体育室 567㎡(バスケ可)	鑑賞コーナー(ＴＶゲーム・ DVD鑑賞)	ホール 180㎡ スタジオ 3室各 26㎡ ミキシングルーム	調理室 60㎡(工芸室併設)	メインロビー 213㎡	印刷室 相談室 コインロッカー
町田子どもセンターばあん	町田市金森	多目的室 会議室(造形室兼用)	ブレイルーム		造形室(会議室兼用) スタジオ	調理コーナー(多目的室内)	談話コーナー	読書コーナー

市民活動センター機能別施設一覧

機能別分類		作業、活動の場を提供する施設	集会、研修会などの場所を提供する施設	情報を提供する施設	交流の場を提供する施設	活動に必要な機器の提供	その他
施設名称	所在地						
みやぎNPOプラザ	仙台市宮城野区	共同作業室 貸し事務スペース（大中小合わせて10ブース）	会議室 3室 研修室 1室	情報研究ルーム	交流サロン	印刷機、コピー機、紙折り機、 裁断機、作業台	ロッカールーム レストラン レターケース
仙台市市民活動センター	仙台市青葉区	貸し事務スペース （10ブース）	研修室 4室 会議室 1室 セミナーホール	情報サロン	交流サロン 2室	印刷機、コピー機、紙折り機、 裁断機	ロッカー（100） 託児室
多摩NPOセンター	多摩市永山	活動室 3室	会議室 1室 講座室 1室		オープンスペース	コピー機、印刷機、紙折機、 研修用機材	保育室 メールボックス
藤沢市市民活動推進センター	藤沢市藤沢	作業スペース 多目的スペース	会議室（大） 会議室（小）	情報スペース	交流スペース	印刷機、コピー機、紙折り機、 裁断機	レターケース ロッカー（（大）18、 （小）27）
なごやボランティア・NPOセンター	名古屋市中区	作業スペース	会議室（12名） 集会室（36名） 研修室（130名）	閲覧コーナー	交流サロン	印刷機、丁合機、紙折機、 裁断機、コピー機	ロッカー

(6)策定委員会開会状況

委員会

回数	開会年月日	議事事項
第1回	13. 3.28	1. 趣旨説明(市長) 2. 会議の進め方について
第2回	13. 8. 1	1. 意見交換 2. 武蔵野市のNPO支援と国際交流について
第3回	13. 9. 3	1. 意見交換
第4回	13.10. 4	1. 基本的な考え方について 2. 施設計画について
第5回	13.11. 8	1. 基本コンセプトについて 2. 施設計画イメージについて
第6回	13.12.11	1. これまでの議論のまとめについて
第7回	14. 1.31	1. これまでの議論のまとめについて 2. これまでの議論のまとめの取扱いについて
第8回	14. 4.25	1. 市民ヒアリング、市議会鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会との意見交換会における論点について
第9回	14. 6.20	1. 境駅周辺のまちづくりの状況について 2. 基本計画書について
第10回	14. 8.15	1. 施設計画部分の検討
第11回	14. 9.26	1. 施設計画部分の検討
第12回	14.10.24	1. 管理運営計画について 2. 公園との一体化について
第13回	14.11.14	1. 報告書について 2. 今後の課題について
第14回	14.12.19	1. 報告書について

市民ヒアリング及び市議会鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会との意見交換会

市民ヒアリング	14. 3.20
市議会鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会との意見交換会	14. 4.23

関連施設視察実施状況

回数	実施年月日	視 察 先
第1回	13. 4.28	西部図書館、市民会館、むさしのヒューマンネットワークセンター、境南コミュニティセンター、農水省食糧倉庫跡地、武蔵野スイングホール
第2回	13. 5.24	古瀬公園、桜ハウス今泉、桜堤児童館、西部コミュニティセンター、天の薨、都立武蔵野青年の家
第3回	13. 6. 4	木の花小路公園、市民の森公園、0123はらっぱ、中央図書館
第4回	13. 6.16	商工会館、吉祥寺図書館
第5回	13. 6.28	杉並区立児童青少年センター（ゆう杉並）
第6回	13. 6.30	0123吉祥寺、西部コミュニティセンター、古瀬公園、都立武蔵野青年の家、
第7回	13. 7.19	町田市子どもセンター「ばあん」
第8回	13.11.30	せんだいメディアテーク、仙台市市民活動サポートセンター
第9回	13.12. 7	文化フォーラム春日井、名古屋市青少年文化センター

農水省食糧倉庫跡地に建設する施設を考える

新公共施設基本計画策定委員会委員

(五十音順)

氏名	役職等	備考
栗田 充治	亜細亜大学国際関係学部教授	委員
近藤 康子	サントリー(株)お客様コミュニケーション部長	委員
清水 忠男	千葉大学工学部教授	副委員長
田畑 貞寿	千葉大学名誉教授	委員
豊田 佐代子	豊田動物病院長	委員
西尾 勝	国際基督教大学教授	委員長
林 あき	青少年問題協議会第二地区委員長	委員
村田 あが	跡見学園女子大学短期大学部助教授	委員
柳井 道夫	成蹊大学学長	委員